

東海道貨物支線貨客併用化整備検討協議会規約

平成10年7月8日 制定
令和4年2月15日 最終改正

(名称)

第1条 この会議は、東海道貨物支線貨客併用化整備検討協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、東海道貨物支線貨客併用化の実現に向けて、その整備方策等の検討を行うことを目的として設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 東海道貨物支線貨客併用化の整備方策等に関する調査、研究
- (2) 関係団体との連絡、調整
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係機関等の出席を求めることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名

2 会長は神奈川県県土整備局長をもってあて、監事は協議会において指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 監事は会計を監査する。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、会長の所属する団体の幹事が幹事長となる。

(会議)

第8条 協議会は会長が、幹事会は幹事長がそれぞれ招集し議長となる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、神奈川県県土整備局都市部交通企画課に事務局をおく。

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金、その他収入をもってあてる。ただし、負担金の割合等は別途協議する。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

附則

この規約は、平成10年7月8日から施行する。

附則

この規約は、平成11年1月28日から施行する。

附則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成12年5月26日から施行する。

附則

この規約は、平成13年5月24日から施行する。

附則

この規約は、平成14年6月3日から施行する。

附則

この規約は、平成15年7月22日から施行する。

附則

この規約は、平成16年4月14日から施行する。

附則

この規約は、平成17年6月7日から施行する。

附 則
この規約は、平成 18 年 4 月 26 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 22 年 5 月 24 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 30 年 11 月 9 日から施行する。

附 則
この規約は、令和元 年 7 月 31 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

別表 1

委 員	東京都	都市整備局都市づくり政策部長 都市整備局都市基盤部長
	大田区	まちづくり推進部長
	品川区	都市環境部長
	神奈川県	政策局長 県土整備局長 ●
	横浜市	都市整備局長 ◎
	川崎市	まちづくり局長 臨海部国際戦略本部長 ◎

●会長

◎監事

※協議会オブザーバー

国土交通省関東地方整備局建政部長

国土交通省関東運輸局交通政策部長

国土交通省関東運輸局鉄道部長

東日本旅客鉄道株式会社総合企画本部投資計画部担当部長

別表 2

幹 事	東京都	都市整備局都市づくり政策部開発計画推進担当課長 都市整備局都市基盤部交通企画課長
	大田区	まちづくり推進部 公共交通・臨海部担当課長
	品川区	都市環境部都市計画課長
	神奈川県	政策局自治振興部地域政策課長 県土整備局都市部交通企画課長 ○
	横浜市	都市整備局都市交通部長
	川崎市	まちづくり局交通政策室長 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部長

○幹事長